

平成25年度「地（知）の拠点整備事業」審査要項

「地（知）の拠点整備事業」の審査は、この審査要項により行うものとする。

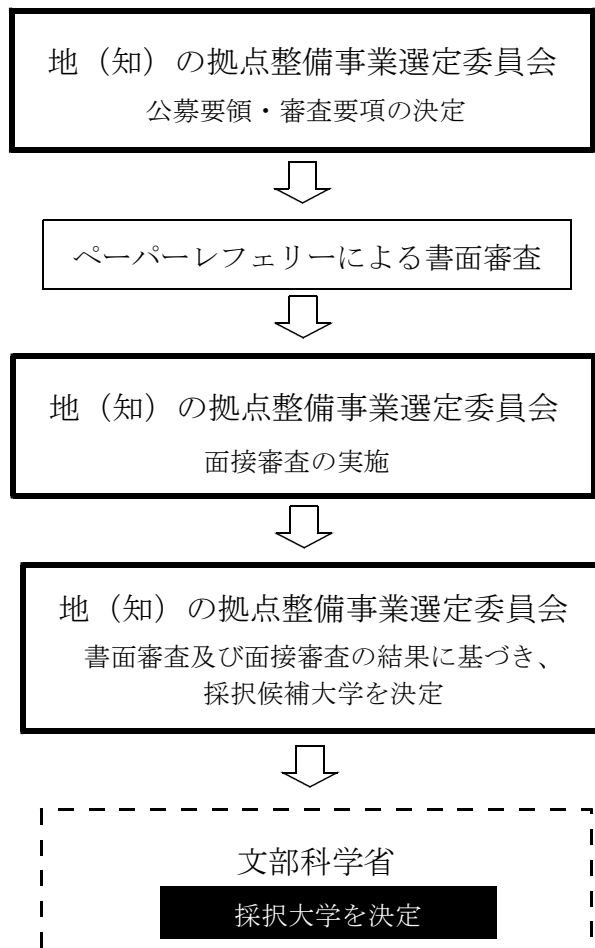
I. 審査方法

1. 審査体制

- (1) 外部有識者・専門家からなる「地（知）の拠点整備事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。
- (2) 選定委員会に、「ペーパーレフェリー」を置き、委員長の指名により選任するものとする。

2. 審査方法

- (1) ペーパーレフェリーによる書面審査を実施する。
- (2) 書面審査の結果を基に面接審査の対象校を設定する。（件数は採択予定件数の1.5～2倍程度を予定しているが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。）
- (3) 選定委員会は、事業計画の実現可能性や自治体との連携状況等を確認することを目的として、面接審査を実施する。
- (4) 選定委員会は、ペーパーレフェリーによる書面審査及び面接審査の結果等を基に審議を尽くした上で総合評価を行い、採択候補大学を決定する。
- (5) 文部科学省は、選定委員会の決定を十分尊重し、採択大学を決定する。



II. 審査方針

評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。なお、選定にあたっては、以下の評価項目に加え、地域、学校種や設置形態、大学の規模等のバランスにも配慮するものとする。

1. 評価項目

(1) 大学の目的・目標を踏まえた本事業の位置付け

- ・大学全体の目的・目標の中で「地域志向」を明確に位置付けているか
- ・当該大学における「地域志向」の内容が明確で、かつ、当該地域の動向を見据えたものとなっているか

(2) 「地域」の設定

- ・本事業の目的に鑑み、「地域」の規模・広さ・立地等の観点から、「地域」の設定は適切なものとなっているか
- ・「地域」の課題が明確に示されているか
- ・これまでの連携の実績等も勘案し、当該大学が設定した「地域」の拠点となることの必要性、重要性が明確に示されているか

(3) 地域を志向した教育・研究・社会貢献の現状と達成目標

<全般>

- ・地域の課題解決及び改善の方向性が明確なものとなっているか
- ・地域志向の大学としての改革の方向性が明確なものとなっているか
- ・定量的な目標が設定されており、その目標は、実現可能性を損なわない範囲で意欲的なものとなっているか
- ・定性的な目標は、その達成条件や達成時期が判断できる程度の具体的なものとなっているか

<個別事項>

- ・教育に関して、養成すべき人材像が明確に示されており、教育カリキュラム・教育課程の改革との関連性も妥当なものとなっているか

(4) 地域を志向した具体的な取組

- ・取組は目標を達成するための具体的かつ効果的なものとなっているか
- ・大学の資源（シーズ）や実績等から判断して取組は実現可能性の高いものとなっているか
- ・現状を発展させた取組となっているか

(5) 学内の実施体制

- ・本事業の実現に向けた学内の実施体制が整備されているか
- ・実績評価が適切に実施できる体制が整備されているか。
- ・評価の実施計画及び達成目標に対する達成度や成果・効果を測る方法や指標が示されているか。

(6) 自治体等との関係

- ・自治体とのこれまでの連携の状況が組織的・実質的なものとなっているか
- ・自治体からの人的・物的・財政的支援が、本事業の目的、各自治体の規模、大学の規模、大学の設置主体から照らして適切なものとなっているか
- ・自治体との連携計画が、組織的・実質的なものとなっており、かつ、実現可能性が高いものとなっているか
- ・地元企業、NPO等各種団体・機関との連携の状況が組織的・実質的なものであるか。（必ずしも必須ではない）

(7) 事業実施計画

- ・各年度の実施計画は妥当かつ具体的なものとなっているか
- ・各年度の実施計画は、補助期間終了時の達成目標から照らして適切なものとなっているか
- ・学内体制、自治体との連携、資金計画等の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業が実施が十分見込めるものとなっているか

(9) 他の公的資金との重複状況

- ・(以前経費措置を受けた事業を受け継ぐ場合) 今まで経費措置を受けていた取組を発展・充実させたものとなっているか

(9) 複数大学での連携について

- ・複数大学で連携する必要性・重要性が示されているか
- ・複数大学での連携が、実質的なものとなっているか

(10) 各経費の明細

- ・申請経費の内容は妥当であり、計画上必要不可欠なものか

2. 審査基準

(1) 書面審査

- ①書面審査は、ペーパーレフェリーが、上記評価項目ごとに以下の5段階の区分により判断することとする。

区 分	評 価
a (5点)	非常に優れている
b (4点)	優れている
c (3点)	妥当である
d (2点)	やや不十分である
e (1点)	不十分である

- ②書面審査の所見は、選定委員会における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入することとする。

- ③特に、「c」以外の評価をする場合は、どの点が優れているのか、また、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入することとする。

(2) 面接審査

面接審査は、選定委員会がペーパーレフェリーの協力も得て実施し、事業計画全体について以下の5段階の区分により判断することとする。

区 分	評 価
a (5点)	非常に優れている
b (4点)	優れている
c (3点)	妥当である
d (2点)	やや不十分である
e (1点)	不十分である

III. その他

1 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 選定委員会の会議及び会議資料は、原則、非公開とする。
- ② 選定された事業は、文部科学省Webサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員等氏名について

選定委員会の委員及びペーパーレフェリーの氏名は選定後公表することとする。

2 利害関係者の排除

申請に関係する委員及びペーパーレフェリーは、関係大学等の審査を行わないものとする。
(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学等に関する申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員及びペーパーレフェリーは上記に留意し、利益相反の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（ヒアリングを含む）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学等の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、事業の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。